

議会の動き

●6月	3日	6月定例会本会議(初日)・議会運営委員会・議会全員協議会	12日	員来市(木造耐震化事業補助金)
	7日	市民福祉常任委員会		宮崎県西都市議会議員 来市(厚木基地の概要・住宅防音工事)
	8日	経済建設常任委員会		議会全員協議会
	9日	総務教育常任委員会	20日	議会報編集委員会
	13日	基地対策特別委員会	27日	厚木基地に関する要望書提出(防衛省ほか)
	16日	6月定例会本会議(第2日)	●8月	
	17日	6月定例会本会議(第3日)・議会運営委員会	8日	基地対策特別委員会行政視察(愛知県小牧市・小牧基地)
	22日	6月定例会本会議(最終日)・議会全員協議会・議会報編集委員会	●9日	基地対策特別委員会行政視察(愛知県小牧市・小牧基地)
●7月	11日	議会運営委員会行政視察(東京都福生市)・山形県寒河江市議会議		



市の木 「やまもみじ」



6月25日、リサイクルブックフェアが開催されました。図書館で不要となった本が無料で提供され、読書好きの市民が熱心に本を選んでいました(文化会館小ホールにて)

委員会の行政視察

委員会では、優れた施策を市政に反映させるため、先進地などを視察して、特定事項について情報を収集し、専門的知識を深めています。視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

●議会運営委員会

視察日程・7月11日
【東京都福生市】
▽議会改革検討協議会について
▽議会キッズページの公開について



福生市役所にて

6月定例会で可決された意見書

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

今日、非正規労働者の増大に伴い、最低賃金層が増大している。雇用環境が悪化する中、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっている。最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つである。

真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結拡大、適用労働者の拡大と均等・均衡待遇が重要な課題である。

よって、国においては、平成23年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 改定に当たっては、地方最低賃金審査会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
- 4 「雇用戦略対話(2010年)」の確認に基づき、最低賃金1,000円に向けた取り組みへの指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

綾瀬市議会議長 増田 淳一郎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
国家戦略担当大臣 神奈川労働局長 あて

原子力発電にかわる新エネルギービジョン策定を求める意見書

3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにした。

スリーマイル島やチェルノブイリ、東海村のJCO臨界事故などに見るように、原発は自然災害にとどまらず、「思いもよらない」人為的な操作ミスでも重大な事態を引き起こしてきた。福島原発においては、日本の原発施設が「安全である」との前提で進められてきたため、事故が起きたときの初動、避難計画、避難訓練等を含め、対処法が全く確立されていなかったことで、事態を一層深刻なものとした。一たび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、長く将来にわたって人類の生命と環境、さらに経済活動に悪影響を及ぼすものである。

そのような原子力発電所を世界有数の地震・津波国である日本の国土の上で稼働させることは危険極まりない。これらのことから、次のとおり要望する。

- 1 日本政府は、既設の原子力発電所の安全審査及び安全管理並びに事故が起きたときの対処法を確立すること。
- 2 日本政府は、原子力発電にかわる新エネルギービジョンを早急に策定し取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

綾瀬市議会議長 増田 淳一郎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
経済産業大臣 国家戦略担当大臣 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センターの会員が配布しています。お手元に届かない場合は、同センター(☎70-3088)へご連絡ください。

次号は、11月15日発行です。